

一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

臨時総会 入構自粛・過怠金導入を決議

開催日時 8月26日(火) 午後1時30分

場所 日個連会館

決議事項

- ① 優良タクシー乗り場へのマスター資格による入構自粛の件
- ② 定款一部変更(案)承認の件

臨時総会の冒頭、木村会長より次のような話がありました。

「個人タクシー業界はここ数年、あつてはならない事が度々起こってきました。そうしたなかで今回、タクシーセンタリの調査により羽田空港の優良タクシー乗り場へのなりすましによる不正入構、みつ星の不正表示が発覚しました。その後タクシーセンター、支局、私たちの団体で



「マスターズ制度は個人タクシー業界の軸」と話す、木村会長

調査を行ったところ、現在までに42名にも及ぶ不正入構、19名の不正表示入構が明らか

になりました。

この問題は単に一個人事業者がズルをして優良乗り場に入っていたということではなく、優良乗り場を利用しているお客様を騙す行為であり、法人個人含めてタクシー業界の社会的信用を失墜するという関係機関に多大なる迷惑をかける行為であり、さらにルールを守っている同業者を裏切る行為であるということに十分認識しなければなりません。

今までも社会では様々な偽装と言われる社会問題が発覚し、社会的制裁を受けた企業が数多くあります。私たちは、この問題を一部の事業者の悪質な行為としてのみとらえるのではなく、業界全体の問題としてとらえ、克服にあたらないければ乗り越えることができないと思っています。

マスターズ制度は、平成9年運輸政策審議会でも個人タクシー存廃論議が提起されるなか、社会や行政、有識者等に切った約束手形です。『マスターズ制度で再生します』と約束して存廃論議を乗り越えてきた、いわば個人タクシー業界の軸だと言えます。

今日の臨時総会では、各団体の役員の方々が謙虚な気持ちと一糸乱れぬ結束

で個人タクシーの軸を失わぬよう、さらに存廃論の再現にならないよう危機感を全員で共有し問題と向きあつて欲しいと思います。

私たちは今、確かにピンチをむかえています。しかしこのピンチを今日かぎりチャンスに変えたいと思います。どうかよろしくお願いいたします」

その後質疑応答が行われ、すべての決議事項は可決承認されました。

◆過怠金の導入

定款を一部変更し、抑止力として新たに「過怠金を賦課することができる」旨を追加しました。不正入構に限らず、個人タクシー事業者としてあるまじき行為が確認された際に適用されます。

◆優良タクシー乗り場入構禁止

《10月の一カ月間》

今般のこを受け、街頭指導会議において優良タクシー乗り場へのマスター資格による入構は10月の一カ月間禁止と決定されました。この間にマスター資格のみで入構すると規制違反となります。但し、優良運転者章表示での入構は除かれます。

都内個人タクシー現況 (平成26年8月1日現在)

許可事業者数	14,803名	(前月比 -42名)
(特別区、武三)	14,346名	北多摩174名 南多摩283名
傘下事業者数	14,507名	(前月比 -32名)
(特別区、武三)	14,051名	北多摩174名 南多摩282名

第4回 理事会の焦点

不正入構問題で臨時総会開催を決定

開催日時 8月18日(月) 午後2時

場所 日個連会館

決議事項

- ① 個人タクシー利用者感謝キャンペーン実施の件
- ② 街頭営業適正化指導規程一部改定(案)承認の件
- ③ 特定地域街頭営業ルール実施要綱一部改定(案)承認の件
- ④ 適正営業ハンドブック(第4版)作成の件
- ⑤ マスターズ制度不正表示及び優良タクシー乗り場不正入構への対応に関する件
- ⑥ 臨時総会招集決定の件
- ⑦ 会員の処分等に関する規則制定(案)承認の件
- ⑧ マスターズ制度表示管理規則制定(案)承認の件

冒頭に、木村会長から業界を取り巻く状況について次の話がありました。

「新年度早々、様々な課題を抱えての理事会となりました。皆さんもご存じの通り大変大きな問題が発覚したため、臨時総会開催に向けた通知等の兼ね合いもあり、1日繰り上げての理事会開催となりました。以前より厳しい状況はずっと続いているのですが、特に飲酒運転や無免許運転、車検切れ等、一昨年から波



「役員が率先して崖っぷちだという気持ちで真剣に向き合わなければ」と木村会長

状的に指示通達が出て、再発防止に取り組み、これから何とかして行こうというこの時期に、さらに優良タクシー乗り場の不正入構、あるいはマスターズ制度のみつ星の不正表示が発覚しました。

個人タクシー制度存続の瀬戸際だという危機感を持ち、来週の臨時総会に向け結束を固め、乗り越えて行く気持ちでお願いします」

その後、木村会長より優良タクシー乗り場への不正入構、みつ星不正表示問題に関する発覚から現在までの対応、そして行政等の反応について説明が行われました。

3時間に渡る審議において、すべての議案は可決承認されました。

平成26年度街頭営業適正化特別委員・推進指導員 合同会議

高まる推進指導員への期待

7月28日(月)、午後1時より日個連会館にて街特委員8名、推進指導員40名により開催されました。

改選後新メンバーを迎えたこともあり、改めて街頭指導班体制、街頭指導指針、ビデオの取り扱い等の指導方法、指導規程に基づく処理の流れについての説明が行われました。

冒頭の挨拶で「街頭指導は私たちの事業のなかでも大きな比重を占めており、最も重要とされている活動なので

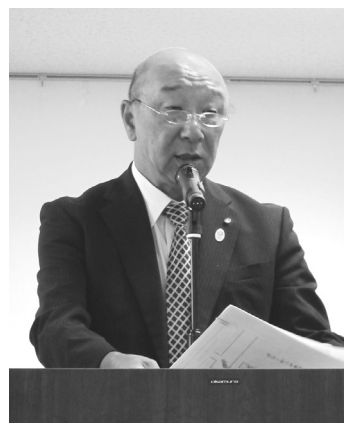


代表で委嘱状を受け取る横尾班長

す。ここに集まった48名が一体となり、少しでも個人タクシーが良くなるように、一緒に頑張りたい。2年間よろしく願います」と木村会長より激励がありました。

業界の懸案事項である一部事業者による不適正な街頭営業に加え、マスターズ制度自体の信用を失墜させるような事案が発生しており、個人タクシー事業の存続のために、指導員の役割は極めて重要になってきています。木村会長から代表者に委嘱状が渡されたのち、第1、10班・計40名の指導員を前に、実施に関する説明が行われました。

合同会議後、引き続き東京タクシーセンターによる指導協力員研修会が行われ、指導協力員は再任64名、新任67名の計131名となりました。



指導箇所ごとに指導対象のポイント等細かく説明をする秋田委員長



真剣に説明を聞く新事業者たち

譲渡譲受認可書交付式

それぞれが個人タクシーという チームの一員としての意識を持つて

8月8日(金)午後3時より、個人タクシー会館にて、関東運輸局主催による「個人タクシー譲渡譲受認可書交付式」が行われ、東京では新たに116名の事業者が誕生しました。

冒頭、関東運輸局東京運輸支局門井次長より、以下の言葉がありました。

「個人タクシーの現状と課題について一言でいうと、危機的状況と言わざるをえません。『乗って安心個人タクシー』というスローガン通り、以前は社会から高い評価を受けていたものの、平成に入ってから玉石混濁と言われるようになり、不適正営業も多く見られるようになりました。このような状況を受け、適正営業と信頼回復に向けてマスターズ制度をスタートさせ、現在に至っています。」

そんな中で最近では無免許・無車検・酒気帯び運転等が連続して起き、社会の信頼を裏切るよ

うな行為も起きています。極論ですが、個人タクシー不要論も出かねないのでとは案じています。

このような状況下、新たに個人事業主となった皆さんに、お願いしたいことが3つあります。まずは『自己管理の徹底』です。これからは管理全てを自分でやらなければならなくなり、事業者としての義務を負うこととなります。強い意志を持って事に当たってください。次に『法令遵守』です。関係法令、諸規程等を守る事は社会の最低限のルールであり、マナーやモラルも同様です。3つ目は『基本動作の徹底と利用者に対する思いやり』です。利用者を安全・安心・快適に運ぶことがタクシーの使命です。乗降時の挨拶、経路確認、忘れ物の有無等の声かけは重要な基本動作で次の利用に繋がります。

この3点をぜひ実行していただき、個人タクシーというチームの一員としてチームのために活躍ください」
緊張と安堵の入り混じった顔で認可書を受け取った新しい事業者たち。今後の活躍が楽しみです。

認可者の喜びの

声

都営協・都民同盟協会
能見 義和さん

国際派の
個人事業主に



個人タクシーは、タクシー事業者として最高峰と考え、目指しました。講習会でも社会情勢や事故や違反等、取り巻く環境は厳しいと聞きましたが、オリピック等もあることですし、夢と希望を持ち、法令遵守やホスピタリティの精神で頑張ります。また、海外出身なのでこれを得意分野とし、法人で叩き込まれた仕事の方法を個人で生かしたいと思っています。

東個協・都心支部
山口 雅博さん



今日の日を
家族に感謝

法人タクシーを13年続けてきました。が、同期の友人から「やるなら個人だぞ」と誘われて、個人タクシーを目指しました。個人を目指すとした時、家族に「会社勤めは安心だけれど、個人事業主はいつどうなるか分からないし、リスクが大きいのでは」と心配されました。でも最終的には自分の気持ちを尊重しサポートしてくれた家族に、とても感謝をしています。

平成26年7月分

行政処分状況

処分日	氏名	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
7月28日	赤城 大	60日車	特別措置法第37条第8項	負担金徴収	6点

不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生月	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成26年 6月	12	1	1	14

訃報

*7月

氏名	所属団体	享年	病名
石毛 健治	(東個協・足立第二)	73	膵臓癌
君塚 貫治	(東個協・葛飾第二)	69	不明
宇佐美春雄	(東個協・世田谷第二)	63	不明
細谷 堺	(東個協・墨田)	77	食道癌
中西 浩一	(都営協・江戸川)	53	不明
北嶋 隆二	(都営協・第一事業団)	77	動脈瘤破裂
川村 俊郎	(都営協・東京旅客)	61	不明
赤井 貞雄	(都営協・東部)	65	心不全

ご冥福をお祈り申し上げます

地理モニター報告②8

新施設

名称	概要	所在地	開始日
JR九州ホテル ブラッサム新宿	JR九州グループホテルの首都圏第1号店として開業。客室数は240室、九州の素材や伝統工芸品を随所に取り入れ、東京地区において、日本全国はもとより世界各国からのお客様に九州の魅力を発信。	渋谷区代々木2-6-2	平成26年8月
リッチモンドホテル東京水道橋	都市型複合ビルの4階から10階、総客室196室。日本の伝統色、鶯（うぐいす）朱（しゅ）金（きん）紺（こん）をカラーコンセプトにした落ち着いた雰囲気の客室。	文京区本郷1-33-9	平成26年8月
虎ノ門ヒルズ	低層部に店舗およびカンファレンスセンター（会議施設）、中層部にオフィス、高層部に住宅およびホテル（アンダーズ東京）を配置した複合施設。	港区虎ノ門1-23 1～4号	平成26年6月

移 転

名称	新所在地	旧所在地	移転日
足立都税事務所	足立区西新井栄町2-8-15	足立区千住1-30-8	平成26年5月
下谷警察署	台東区北上野2-24-14	台東区下谷3-15-9	平成26年10月 建て替えによる約3年間の移転

名称変更

旧名称	新名称	所在地	変更日
八重洲富士屋ホテル	東京八重洲ホテル	中央区八重洲2-9-1	平成26年7月

平成 27 年 6 月 1 日更新者の事業者研修会日程表

■場所：メルパルクホール ■開始時間：12時45分

合計 2,246名

開催日	団体名				
平成26年 10月8日(水) 更新日現在 72歳以下対象	足立第一支部 (35名)	足立第二支部 (54名)	荒川支部 (25名)	板橋第一支部 (39名)	江戸川第一支部 (21名)
	大田第一支部 (27名)	大田第二支部 (7名)	葛飾第一支部 (37名)	葛飾第二支部 (37名)	北支部 (43名)
	北第二支部 (20名)	品川第一支部 (13名)	品川第二支部 (13名)	品川第三支部 (8名)	渋谷支部 (16名)
	新宿支部 (25名)	杉並支部 (45名)	世田谷第一支部 (22名)	世田谷第二支部 (13名)	世田谷第三支部 (11名)
	新中野支部 (22名)	双和支部 (14名)	東京北支部 (13名)	東京相互支部 (10名)	東京旅客支部 (12名)
	東部支部 (22名)	東陽支部 (10名)	朋友支部 (16名)	友和支部 (16名)	四〇支部 (13名)
	都民同盟協会 (8名)	東京西北協組 (6名)	自交総連協組 (11名)	豊玉協会 (2名)	千住協組 (16名)
	新足立協組 (12名)	東京都民主協組 (5名)	新興協組 (7名)	東優協会 (2名)	第一多摩協組 (2名)
	町田協会 (1名)	東日本協組 (11名)	全個人協議会 (8名)		
平成26年 10月22日(水) 更新日現在 72歳以下対象	都心支部 (6名)	中野支部 (14名)	練馬支部 (50名)	文京第一支部 (14名)	文京第二支部 (22名)
	武三支部 (22名)	目黒第一支部 (9名)	目黒第二支部 (9名)	墨東支部 (27名)	杉並第二支部 (20名)
	豊島支部 (27名)	野方支部 (11名)	練馬第二支部 (15名)	墨田支部 (29名)	城南支部 (25名)
	新東京支部 (東) (55名)	南多摩支部 (1名)	北多摩支部 (4名)	東支部 (20名)	足立支部 (28名)
	板橋支部 (30名)	浮間支部 (1名)	江戸川支部 (27名)	葛飾支部 (14名)	亀戸支部 (18名)
	小岩支部 (9名)	江東支部 (15名)	交友支部 (9名)	さくら支部 (12名)	事業団支部 (53名)
	石神井支部 (24名)	城北支部 (44名)	新東京支部 (日) (16名)	全東京支部 (9名)	第一事業団支部 (68名)
12月9日(火)	高 齢 者 研 修 会 満73歳以上（期限更新日現在）の方は、上記団体指定日ではなく、この日に受講していただきます。				

■携帯メールによる情報伝達システムに未登録の方は toroku@tokokyo.jp へ空メールを送信してください。